

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援し、農山漁村の活性化を図るため、事業実施主体が、岩手県農業基盤整備促進事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に要する経費及び事業実施主体が補助事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 農山漁村振興交付金、農地耕作条件改善事業、農業競争力強化農地整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、中山間地域所得向上支援対策事業をいう。
- (2) 農山漁村振興交付金 農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）別表1の区分の欄の（1）のイの（イ）及び（5）に掲げる事業をいう。
- (3) 農地耕作条件改善事業 農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第3に掲げる事業をいう。
- (4) 農業競争力強化農地整備事業 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知、29生畜第1500号農林水産省畜産局長通知）別紙5別表1に掲げる事業をいう。
- (5) 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）別表に掲げる事業をいう。
- (6) 中山間地域所得向上支援対策事業 中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号農林水産省生産局長通知、28農振第1337号農村振興局長通知）別紙1、別紙2、別紙3-1、別紙3-2及び別紙3-3に掲げる事業をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する補助事業の区分、事業実施主体、経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

(経費相互間の流用の禁止)

第4 別表第1の経費の欄に掲げる経費は、区分相互間の流用をしてはならない。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業メニューの新設又は廃止
- (3) 前2号に掲げる変更以外の変更で、別表第1の重要変更欄に掲げる変更

(申請の取下げ期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第6の2 広域振興局長（以下「局長」という。）は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村等を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(事業の遂行の状況に係る報告)

第7 補助事業者は、補助金の交付決定があつた年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在における事業の遂行の状況について、岩手県農業基盤整備促進事業費補助金遂行状況報告書（様式第8号）により、各四半期の最終月の翌月10日までに局長に報告するものとする。

(前金払)

第8 局長は、必要があると認める場合は、補助金を前金払することができる。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県農業基盤整備促進事業費補助金前金払請求書（様式第9号）を局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行し、平成30年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月19日から施行し、令和2年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年５月１８日から施行し、令和３年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年１０月２５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第 1（第 3 関係）

区 分	事業実施主体	経 費	補助額	重要変更
農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	農山漁村振興交付金交付等要綱別表 1 の区分の欄の（1）のイの（イ）に掲げる事業実施主体	事業実施主体が農山漁村振興交付金交付等要綱別表 1 の区分の欄の（1）のイの（イ）に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	農山漁村振興交付金交付等要綱別表 1 の区分の欄の（1）のイの（イ）に掲げる交付率	農山漁村振興交付金交付等要綱第 17 に掲げる軽微な変更以外の変更
農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）	農山漁村振興交付金交付等要綱別表 1 の区分の欄の（5）に掲げる事業実施主体	事業実施主体が農山漁村振興交付金交付等要綱別表 1 の区分の欄の（5）に掲げる事業を行う場合に要する経費	農山漁村振興交付金交付等要綱別表 1 の区分の欄の（5）に掲げる交付率	
農地耕作条件改善事業	農地耕作条件改善事業実施要綱第 5 に掲げる事業実施主体	事業実施主体が農地耕作条件改善事業実施要綱別表に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる 1. 定額助成の事業については、農地耕作条件改善事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号農林水産省農村振興局長通知）第 6 により算出される額 農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる 2. 定率助成の事業	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2324 号農林水産事務次官依命通知）第 11 に掲げる軽微な変更以外の変更

			については、当該経費の 64 パーセント（中山間地域等（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第	
--	--	--	--	--

			1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特定市町村」という。) を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特別特定市町村」という。）を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域、急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。））又は棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。以下同じ。）において行う事業にあつては、69 パ	
--	--	--	--	--

			ーセント) に相当する額以内の額 (備考 1) 特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 8 年度までの間の交付額を、実施要綱第 17 の 2 による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあっては 69 パーセント、令和 4 年度にあっては 69 パーセント、令和 5 年度にあっては 68 パーセント、令和 6 年度にあっては 67 パーセント、令和 7 年度にあっては 66 パーセント、令和 8 年度にあっては 65 パーセントに相当する額以内の額とする。 (備考 2) 特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯	
--	--	--	--	--

			及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和３年度から令和９年度までの間の交付額を、実施要綱第17の２による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和３年度にあつては69パーセント、令和４年度にあつては69パーセント、令和５年度にあつては69パーセント、令和６年度にあつては68パーセント、令和７年度にあつては67パーセント、令和８年度にあつては66パーセント、令和９年度にあつては65パーセントに相当する額以内の額とする。	
農業競争力強化農地整備事業	農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙５第３に掲げる事業実施主体	事業実施主体が農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙５別表１に掲げる事業を行う場合及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙５第９及び土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）別表（８）により算出される額とする。	土地改良事業関係補助金交付要綱第11第8項に掲げる軽微な変更以外の変更

農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱第4に掲げる事業実施主体	事業実施主体が農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱別表に掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知）第8及び農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱別表により算出される額 ただし、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表1の対策種類の欄の(1)に掲げるアの事業（以下「要領別表1(1)ア事業」という。）については、当該経費の64パーセント（中山間地域等において行う事業にあつては、69パーセント）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表2の対策種類の欄の(1)に掲げるアの(ウ)の事業（以下「要領別表2(1)ア(ウ)事業」という。）については、当該経費の68パーセント（中山間地域等において行う事業にあつては、73パーセント）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表2の対策種類の欄の(1)に掲げるオの事業（以下「要領別表2(1)オ事業」	農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知）第10に掲げる軽微な変更以外の変更
------------------	----------------------------------	--	---	--

			という。) については、当該経費の 68 パーセント（中山間地域等において行う事業にあつては、73 パーセント）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領要領別表 2 の対策種類の欄の (1) に掲げるクの事業（以下「要領別表 2 (1) ク事業」という。）については、当該経費の 71 パーセント（中山間地域等において行う事業にあつては、76 パーセント）に相当する額以内の額とし、備考 1 及び備考 2 とする。 （備考 1） 特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 8 年度までの間の交付額を、実施要綱第 7 の 2 による計画認定があつた年度に応じて、それぞれ以下のとおりとする。 (1) 要領別表 1	
--	--	--	---	--

			(1)ア事業 令和３年度にあつては 69 パーセント、令和４年度にあつては 69 パーセント、令和５年度にあつては 68 パーセント、令和６年度にあつては 67 パーセント、令和７年度にあつては 66 パーセント、令和８年度にあつては 65 パーセントに相当する額以内の額とする。 (2) 要領別表 2 (1)ア(ウ)事業 令和３年度にあつては 73 パーセント、令和４年度にあつては 73 パーセント、令和５年度にあつては 72 パーセント、令和６年度にあつては 71 パーセント、令和７年度にあつては 70 パーセント、令和８年度にあつては 69 パーセントに相当する額以内の額とする。 (3) 要領別表 2	
--	--	--	--	--

			(1)才事業 令和３年度 にあつては 73 パーセント、令 和４年度にあ つては 73 パー セント、令和５ 年度にあつて は 72 パーセン ト、令和６年度 にあつては 71 パーセント、令 和７年度にあ つては 70 パー セント、令和８ 年度にあつて は 69 パーセン トに相当する 額以内の額と する。 (4) 要領別表 2 (1)ク事業 令和３年度 にあつては 76 パーセント、令 和４年度にあ つては 76 パー セント、令和５ 年度にあつて は 75 パーセン ト、令和６年度 にあつては 74 パーセント、令 和７年度にあ つては 73 パー セント、令和８ 年度にあつて は 72 パーセン トに相当する 額以内の額と する。	
--	--	--	---	--

			(備考2) 特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和9年度までの間の交付額を、実施要綱第7の2による計画認定があった年度に応じて、それぞれ以下のとおりとする。 (1) 要領別表1 (1)ア事業 令和3年度にあっては69パーセント、令和4年度にあっては69パーセント、令和5年度にあっては69パーセント、令和6年度にあっては68パーセント、令和7年度にあっては67パーセント、令和8年度にあっては66パーセント、令和9年度にあっては65パーセントに相当する額以内の額とする。 (2) 要領別表2	
--	--	--	---	--

			(1)ア(ウ)事業 令和３年度 にあつては 73 パーセント、令 和４年度にあ つては 73 パー セント、令和５ 年度にあつて は 73 パーセン ト、令和６年度 にあつては 72 パーセント、令 和７年度にあ つては 71 パー セント、令和８ 年度にあつて は 70 パーセン ト、令和９年度 にあつては 69 パーセントに 相当する額以 内の額とする。 (3) 要領別表 2 (1)オ事業 令和３年度 にあつては 73 パーセント、令 和４年度にあ つては 73 パー セント、令和５ 年度にあつて は 73 パーセン ト、令和６年度 にあつては 72 パーセント、令 和７年度にあ つては 71 パー セント、令和８ 年度にあつて は 70 パーセン ト、令和９年度 にあつては 69	
--	--	--	--	--

			パーセントに相当する額以内の額とする。 (4) 要領別表 2 (1) ク事業 令和 3 年度にあつては 76 パーセント、令和 4 年度にあつては 76 パーセント、令和 5 年度にあつては 76 パーセント、令和 6 年度にあつては 75 パーセント、令和 7 年度にあつては 74 パーセント、令和 8 年度にあつては 73 パーセント、令和 9 年度にあつては 72 パーセントに相当する額以内の額とする。	
中山間地域所得向上支援対策	中山間地域所得向上支援対策実施要領別紙 1 第 2、別紙 2 第 2、別紙 3－1 第 3、別紙 3－2 第 2 及び別紙 3－3 第 2 に掲げる事業実施主体	事業実施主体が中山間地域所得向上支援対策実施要領別紙 1 第 6、別紙 2 別表 1、別紙 3－1 別表、別紙 3－2 別表 1 及び別紙 3－3 別表に掲げる事業を行う場合並びに事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場	中山間地域所得向上支援対策実施要領別紙 1 別表、別紙 2 第 7、別紙 3－1 別表、別紙 3－2 第 4 及び別紙 3－3 第 7 により算出される額	中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1355 号農林水産事務次官依命通知）別表に掲げる軽微な変更以外の変更

		合に要する経費		
附 帯 事 務 費	他の区分の すべての事業 実施主体	市町村が指導 監督その他の事 業に附帯する事 務及び事業実施 主体が当該事務 を行う場合に要 する経費に対し て市町村が補助 する場合に要す る経費	当該事務又は事業 実施主体が当該事務 を行う場合に要する 経費に対して市町村 が補助する場合に要 する経費の2分の1 に相当する額以内の 額	

別表第 2（第 9 関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第 4 条 の規定による 書類	岩手県農業基盤整備促進事 業費補助金交付申請書 1 地区別事業内容及び配 分表 2 その他局長が必要と認 める書類	第 1 号 第 2 号	各 1 部	別に定める。
規則第 6 条 第 1 項第 1 号、第 2 号及 び第 3 号の 規定により 承認を受け る場合の書 類	岩手県農業基盤整備促進事 業変更（中止、廃止）承認申 請書 1 地区別事業内容及び配 分表 2 その他局長が必要と認 める書類	第 3 号 第 2 号	各 1 部	変更（中止・廃止） の理由が生じた日 から 15 日以内
規則第 13 条 第 1 項の規 定による書 類	岩手県農業基盤整備促進事 業費補助金請求（精算）書 1 実績報告書 2 収支精算書 3 附帯事務費 4 その他局長が必要と認 める書類	第 4 号 第 5 号 第 6 号 第 7 号	各 1 部	事業完了後 30 日以 内又は事業実施年 度の 3 月 31 日のい ずれか早い日